

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正について

1 概要

令和6年5月27日施行の住民基本台帳法の改正により準法定事務が新たに定められ、既に住民基本台帳法施行条例（以下、「住基条例」という。）に規定されている事務と重複する場合は、当該事務を削除する必要がある。

そのため、次の事務を削除する住基条例の改正に伴い、住民基本台帳法施行条例施行規則について、所要の改正を行う。

- ・ 知事による外国人に対する生活保護に準じた措置に関する事務

2 改正内容

第5条第10項を削除する。

3 施行日

公布の日。